

鹿兒島高等学校関東同窓会（鹿兒島高等学校同窓会関東支部）会則

(名称) 3

第1条 本会は鹿兒島高等学校関東同窓会(鹿兒島高等学校同窓会関東支部)と称する。

(組織)

第2条 本会は関東地区に在住する、旧制鹿兒島中学校、旧制鹿兒島高等女学校、旧制鹿兒島高等家政女学校及び鹿兒島高等学校の卒業生並びに同各学校に一時在籍した者及び同各学校の旧職員をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、会長の指定する場所に置く。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
事務局長補佐	若干名
会計	2名以内
幹事	卒業年次各若干名
監事	2名以内

(役員を選任)

第6条 本会の役員は次の通り選任する。

- (1) 会長、副会長及び監事は、総会において会員の中から選任する。
- (2) その他の役員は会長の指名により総会の承認を得て任命する。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した順序によってこれを代行する。
- 3 事務局長は会長及び副会長を補佐し、本会の運営事務を掌理する。
- 4 事務局長補佐は事務局長を補佐する。
- 5 会計は本会の会計処理及び財産管理を行う。
- 6 幹事は本会の会務を分担処理する。
- 7 監事は会計・財産の状況及び会務執行の状況を監査する。また、監事は、すべての会議に出席して意見を述べる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第9条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は総会の決議によって委嘱し、相談役は会員の中から会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は会長の諮問に答える。
- 4 相談役は、必要に応じて本会の重要事項の協議に参加して意見を述べる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会とする。

- 2 総会は会員をもって構成し、毎年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 3 役員会は会長、副会長、事務局長、事務局長補佐、会計及び幹事をもって構成し、次の事項を決議する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項。

(総会の議事)

第11条 総会の議事は次の通りとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員の仕事
- (5) その他の重要事項

(会議の決議)

第12条 各会議の決議は、出席者の過半数をもって決する。

(経費)

第13条 本会の経費は会費、寄付金及び雑収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年総会開催月の日に始まり翌年総会開催月の前月末日に終わる。

(備考)

昭和32年12月1日 制定
平成8年12月14日 一部変更
平成15年9月21日 一部変更